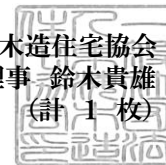


住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 募集開始！

一般社団法人東海木造住宅協会
代表理事 鈴木貴雄
(計 1 枚)



拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

国土交通省より「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の募集が発表されました。本事業は、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする事業者に対して、支援する制度です。 敬具

記

■ 要件

- ・住宅確保要配慮者専用の住宅として登録
- ・登録専用住宅として10年以上登録
- ・入居者の家賃が一定の額を超えない（一定の額は本事業 HP をご確認ください）
- ・地方公共団体の空家等対策計画等に、空家を登録住宅として有効活用する旨等が記載されている
- ・居住支援協議会等が登録住宅の情報提供・あっせんを行う等、
地方公共団体が居住支援協議会等と連携する取組を行っている

■ 補助対象工事

- ・共同居住用住宅に用途変更するための改修工事
- ・耐震改修工事
- ・居住のために最低限必要と認められた工事
- ・間取り変更工事
- ・バリアフリー改修工事
- ・居住支援協議会等が必要と認める改修工事

■ 補助額

補助率：改修工事に要する費用の1/3以内
限度額：50万円/戸

■ 応募・交付申請書の提出期限

平成31年2月28日(木)

■ 問い合わせ先

スマートウェルネス住宅等事業推進室 TEL:03-6265-4905

※申請方法等の詳細は、本事業HP (<http://snj-sw.jp/>) をご確認ください。

引続き皆様に役立つ有益な情報の発信に努めさせていただきます。

以上

一般社団法人東海木造住宅協会

■事務局 〒500-8447 岐阜市大倉町12 TEL 058-271-3003 FAX 058-271-5630